

会 議 録

- 1 会 議 名 令和7年度第2回大山崎町文化財保護審議会
- 2 日 時 令和8年2月25日(水) 14時～15時30分
- 3 場 所 大山崎町役場 中会議室
- 4 出 席 者 (委 員) 5名
(事務局) 3名 (歴史資料館長、文化芸術係主任2名)
- 5 傍 聴 者 0名
- 6 概 要

【 議 事 】

(1) 町指定文化財に係る諮問について

◇ 久保川遺跡出土鳥鈕蓋

◇ 自玉手祭来酒解神社絵馬堂

→ 両件とも、委員の意見を踏まえて事務局において補足調査等を実施のうえ、来年度を目途に答申いただくこととなった。

(2) 指定・登録文化財報告

→ 事務局から令和7年3月の京都府指定文化財指定2件(妙喜庵庭園、鳥居前古墳出土品)、大山崎町指定文化財指定2件(百々遺跡出土木簡、大山崎天王山天神八王子社文書)について報告した。

(3) 諸報告

◇ 令和7年度事業報告

- ・ 文化芸術係
- ・ 歴史資料館

◇ 令和8年度事業計画(案)

- ・ 文化芸術係
- ・ 歴史資料館

→ 事務局からそれぞれ報告を行い、各委員から意見をいただいた。

(4) 文化財保存活用地域計画素案について

→ 事務局から、第1回文化財保護審議会及び第4回文化財保存活用地域計画協議会を踏まえた、文化財保存活用地域計画素案の変更点を中心に報告し、各委員から意見をいただいた。

【質疑応答・意見】

(1) 町指定文化財に係る諮問について

◇ 久保川遺跡出土鳥鈕蓋

(委員) 出土地は長岡京城に入っているのか。

→出土地は長岡京城の最南端に位置するが、条坊遺構が確認されていないため、長岡京跡のすぐ南側と言っている。

(委員) 鳥鈕蓋は日常的な雑器ではなく希少性が高い旨の説明であったが、当該出土地をどのように想定しているか。

→山陽道に近い立地とこれまでの調査における墨書石、墨書土器などの出土状況、鳥鈕蓋の希少性から、上位階層が生活していた場所であると考えている。

(委員) 鳥鈕蓋の出土例の分布状況はどうか。

→生産地と考えられる猿投窯跡群に近い中部地方が多く、平城京・平安京の畿内が西限となっている。

(委員) 出土したトレンチの位置が重要であるので、周辺の礫敷き遺構などの位置を図示されるよう願う。

→承知した。

(委員) 平瓶の蓋としての用例を示されているが、平瓶に蓋が必要か疑問が残る。実際の用途は不明であるため、壺類の蓋としておくのが妥当ではないかと思われる。

→承知した。

◇ 自玉手祭来酒解神社絵馬堂

(委員) 「絵馬堂」の名称について、文献資料に基づいているのか。絵馬がかかっているのか。

→文献資料では確認できていないため、地域住民の伝承により「絵馬堂」としている。現在、絵馬は掛けられていないが、その形跡は認められる。絵馬の行方は不明である。

(委員) 文化財の名称が伝承による場合は、表記方法等について、京都府などの例を確認されたい。

→承知した。

(委員) 名称については、明治期の神社取調帳を確認されたい。

→確認する。

(委員) 建造物そのもの、例えば宮彫りの様式などについて、もう少し説明を加えてもらいたい。

→今後さらに調査を進めて補足したい。

(委員) 宮彫りの様式は、時代に幅があるが、江戸時代末期の元治頃のものとしても矛盾はない。

(委員) 天王山に登ったときに何度か目にしたことがあるが、かなり傷んでおり、倒壊してしまう恐れもあるのではないか。

→ご指摘のとおり、酒解神社の本堂と絵馬堂の間を天王山のハイキングコースが通っており、放置しておくこと事故につながる恐れもある。そのため、まずは文化財としての価値を明らかにし、なるべく早く修理等に向けて取り組みたいと考えている。

(委員) 梁に迫力があり、建築的には大変おもしろい。たしかに、一部腐っている箇所もあるが、今ならば修理できると思う。

(2) 諸報告

◇ 令和7年度事業報告

(委員) 山崎城跡の調査地について、土地の所有関係はどうなっているか。調査は円滑に進められているか。

→個人の所有地が多く、一部は法人の所有地である。いずれの所有者も調査に快く協力いただいている。

(委員) 今回は現地説明会を実施されたのか。

→今回は発掘調査を行わなかったため、現地説明会は実施していない。ただ、天王山の山頂であるため、登山者が大変多く、関心をもたれた方には山崎城跡について説明を行った。なお、3月から実施する複合化施設建設予定地の発掘調査においては、現地説明会を実施する予定である。

(委員) 山崎城跡は国指定史跡となるレベルの遺跡であるが、今後の調査計画はどうか。

→史跡指定を目指して、令和8年度以降も5年、10年計画で詳細調査を継続する予定であり、文化財保存活用地域計画にも事業として位置付けることとしている。

(委員) 大河ドラマ『豊臣兄弟!』が放送されているところでもあり、積極的にPRに取り組みたい。

→承知した。

◇ 令和8年度事業計画(案)

(委員) 調査対象の御茶屋池は、現在も農業用に使われているのか。

→農家の数は減っているが、現在も利用されている。簡単に水を抜くことはできないため、まず出島状の池岸から調査を開始する予定である。

(委員) 将来は公園等に整備するのか。

→御茶屋池については、地権者から大山崎町に寄付いただいたため、何らかの形で整備できればという思いはあるが、まずは10年計画で歴史的な価値を明らかにする調査に取り組みたいと考えている。

- (委員) 興味深い遺跡だと思う。御茶屋池の水は抜いたことがあるのか？
→何度か抜いたことがある。当時の写真が一部残っており、景石のほか、中島状や州浜状に見えるものも映っていた。
- (委員) その写真はとても重要であるので、庭園史の研究者等に見せ、助言を受けて調査を進めるとよい。
→承知した。
- (委員) 史跡指定を目指すのか。
→御茶屋池を含む円明寺跡（九条家屋敷跡）については、京都府の担当係からも史跡に指定される可能性が高いと聞いており、そこを目指したいと考えている。ただ、山崎城跡の調査と並行する形になるため、時間をかけて調査を進めていきたい。
- (委員) 山崎城跡、円明寺跡（九条家屋敷跡）ともに調査の進展を楽しみにしている。

(4) 文化財保存活用地域計画素案について

- (委員) 長岡京市に歴史資料展示室ができるので、これをきっかけに大山崎町歴史資料館、向日市文化資料館の3館が協力して新しい取組をお願いする。
→乙訓地域2市1町の文化財行政担当は、これまでも交流しており、今後の事業についても連携を図りたい。
- (委員) 素案のうち、第2章文化財の概要の「その他の文化財」について、「山崎の猪」は、歌舞伎の『仮名手本忠臣蔵』にちなんで制作されたもので、古くから知られており、これを主に記述したほうがよい。
→承知した。記述内容を検討する。
- (委員) 素案には民俗文化財の指定に向けた事業も定められているが、大山崎町でもっとも指定に近いのは宝積寺の「鬼くすべ」だと思う。文化財としての価値は十分認められるので、町指定の民俗文化財第1号とすることを検討されたい。
→承知した。
- (委員) 素案のうち、第7章文化財の保存・活用に関する事業の17「山崎城跡の調査・保存整備」について、まずは史跡指定を目指して調査を進め、保存活用計画を策定することになる。「一部を復旧（修理）整備する」とあるが、安土城のような拙速な保存整備とならないよう慎重に進められたい。
→近年の大雨等により石垣の一部が崩れかけているものも認められるため、なるべく早期に調査を進めるとともに、保存活用計画を策定し、適切な保存措置を講じたい。
- (委員) 素案のうち、第7章文化財の保存・活用に関する事業の18「多様な方法による歴史文化の情報発信」について、若い世代が関心をもつことは大事であるため、さまざまな方法で情報発信に取り組まれたい。